

議案第 6 1 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止する。

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	2 0 7 号線	幸手市大字千塚 1 4 0 1 地先から	
		幸手市大字千塚 1 3 9 7 地先まで	
2	2 6 5 号線	幸手市大字千塚 2 1 5 1 － 5 地先から	
		幸手市大字千塚 2 1 4 4 － 3 地先まで	
3	3 8 8 号線	幸手市大字下川崎 7 2 8 － 1 地先から	
		幸手市大字下川崎 7 0 7 地先まで	
4	1 3 1 4 号線	幸手市大字上吉羽 1 0 7 5 地先から	
		幸手市大字上吉羽 1 0 7 0 地先まで	
5	1 6 6 9 号線	幸手市大字天神島 3 3 4 地先から	
		幸手市大字天神島 3 4 1 地先まで	
6	1 7 5 3 号線	幸手市大字吉野 2 5 6 － 5 地先から	
		幸手市大字吉野 2 5 9 － 4 地先まで	

令和 7 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

用水路の管理用通路を認定していた路線、久喜市内の道路を認定していた路線及び私有地を認定していた路線について廃止するため、この案を提出するものである。